

吹田市で第2子の保育料を無償化した場合に、子が3人の世帯で軽減される保育料の具体例(世帯収入別)

1 仮定する世帯の構成(5人世帯)

- 父:(32歳)
- 母:(30歳)
- 長女:(7歳) 小学校に在籍 ← ※現行では世帯の収入により、きょうだいとしてカウントされない場合がある!
- 次女:(2歳) 保育所に在籍
- 三女:(0歳) 小規模保育事業所に在籍

2 保育料算定上のきょうだいカウント

	世帯の年収	カウント対象の子	長女 (7歳)	次女 (2歳)	三女 (0歳)
現行	約360万円未満	保護者と生計を一にする全ての子	第1子	第2子	第3子
	約360万円以上	小学校就学前の年齢で、認可保育所等に在籍の子	対象外	第1子	第2子
変更後	世帯の収入は関係なし	保護者と生計を一にする全ての子	第1子	第2子	第3子

3 世帯収入別の保育料

			現行				変更後				差額 (軽減される 保育料)
			7歳児 (長女)	2歳児 (次女)	0歳児 (三女)	保育料 の計	7歳児 (長女)	2歳児 (次女)	0歳児 (三女)	保育料 の計	
例1	年収 約300万円 の世帯	きょうだいカウント	第1子	第2子	第3子	/	第1子	第2子	第3子	/	△ 4,100円
		多子軽減	-	半額	無償		-	無償	無償		
		保育料(月額)	-	4,100円	0円		4,100円	-	0円		
例2	年収 約600万円 の世帯	きょうだいカウント	対象外	第1子	第2子	/	第1子	第2子	第3子	/	△ 49,500円
		多子軽減	-	全額	半額		-	無償	無償		
		保育料(月額)	-	33,000円	16,500円		49,500円	-	0円		
例3	年収 約1,100万円 の世帯	きょうだいカウント	対象外	第1子	第2子	/	第1子	第2子	第3子	/	△ 100,800円
		多子軽減	-	全額	半額		-	無償	無償		
		保育料(月額)	-	67,200円	33,600円		100,800円	-	0円		